

## 国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う工事に関する協議について

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項に基づく、国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う工事に関する協議については、**細則第 7 号様式（宅地造成及び特定盛土の場合）又は細則第 8 号様式（土石の堆積の場合）**により行います。（**手数料は不要となります。**）

なお、添付書類については、許可申請の手引きの**4-4 許可申請に必要な書類等**に掲載するものと同様の書類及び図面を提出してください。

ただし、以下の書類については、**提出不要**とします。

- (1) 許可申請書（省令様式第二及び第四）
- (2) 設計者の資格証明書
- (3) 工事主の資力・信用に関する書類<共通><法人>
- (4) 工事施行者の能力に関する書類
- (5) 土地等の権利者の同意書
- (6) 住民への周知措置を講じたことを証する書類
- (7) 誓約書

※(5)、(6)については、書類の提出は不要ですが、当然に行われるべきものと考えられます。

また、本規定により許可みなしとなった工事についても、**標識の掲出、中間検査・定期報告・完了検査**の対象となり、また**監督処分**の対象となり得ることから、通常の許可における技術的基準に照らした内容となっているか協議することとなります。各種検査等の申請に係る様式については、通常の許可と同様のものを提出してください。